

平成22年度まちづくり助成事業 助成を希望する団体を募集します

まちづくり助成事業とは…

地域や集落または町民の自主的な団体などのまちづくり団体が、幸せを実感し、いきいきと生活できる住み良いまちをつくることを目的に行う自主的・計画的な活動を応援する事業です。助成総額は200万円を予定しています。

今年もチャレンジ応援！

まちが…地域が…元気になる事業、また今後の地域づくりを進めるうえでの計画づくりに取り組む予定があり、助成を希望するみなさんはぜひご応募ください。場合によつては「こんな事業を考えているのだが…」といった皆さんも、担当までお気軽にご相談ください。
なお、助成対象団体の選考は先着順で実施しますので、ご承知いただくとともに、計画的な事業の実施をお願いします。

■問い合わせ 総務課企画調整係
(☎85-16123)

助成の対象となる事業

①地域づくり計画策定事業

地域の現状と課題把握、地域発展のテーマづくり、具現化に向けた具体的な事項、事業実施に向けた方策検討など

②地域づくり事業

コミュニティ施設等の整備、地域特性を活かした施設等の整備、地域の景観形成、研修会の開催、調査研究など

③生涯学習、歴史・文化事業

講演会、講習会、研修会の開催、歴史文化の保存伝承、郷土史発刊、郷土料理の伝承・活用、新たな芸術文化活動など

④イベント・交流拡大事業

大会、まつり、シンポジウム、都市交流など

⑤チャレンジ事業

NPO・ボランティア団体の立ち上げ、コミュニティビジネスの立ち上げ、特産物の開発など

⑥環境保全・地球温暖化対策事業

ごみ減量化、省エネルギーの取り組み、自然エネルギー研究、ビオトープ整備、水質浄化活動など

⑦まちづくり団体直営事業

団体の構成員が協力して、公園などのコミュニティ施設等の維持管理作業などを直接行う場合に必要な原材料費など

※継続事業にかかる経常運営経費については対象となります。

(1)申請
事業の助成を希望する団体は、まず「協議書」を町に提出します。また事業の計画性を高めるため、協議書の受付は原則として「毎月第1月曜日まで」とさせていただきまます。

(2)助成額

①は10万円以上の事業で、事業費の80%以内の額。助成限度額は30万円です。
②～⑥は10万円以上の事業で、事業費の50%以内の額を助成します。ただし、助成限度額は50万円です。

⑦は原材料費等の80%以内の額で、助成限度額は10万円です。

なお、②～⑥の中に一部⑦の団体直営の内容が複合しているようなときは、その部分のみ80%の額を助成します。

ただし、限度額は50万円です。
提出いただいた協議書とともに、役場内に設置する「白鷹町まちづくり助成事業選定委員会」で審査し決定します。

手続の方法